



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- * 12 和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則 (行政改革課) 1
- * 13 和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則 (") 14

規 則

和歌山県規則第12号

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則

和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「第29節 農林水産総合技術センター（第164条—第183条）」を

「第29節 農業試験場（第164
第29節の2 農業試験場暖地
第29節の3 果樹試験場（第
第29節の4 果樹試験場かき
第29節の5 果樹試験場うめ
第29節の6 畜産試験場（第
第29節の7 畜産試験場養鶏
第29節の8 林業試験場（第
第29節の9 水産試験場（第

条—第165条の2)

園芸センター（第166条—第167条の2)

168条—第169条の2)

・もも研究所（第170条—第171条)

研究所（第172条—第173条) に改める。

174条—第175条の2)

研究所（第176条—第177条)

178条—第179条の2)

180条—第183条) 」

第2条第1項及び第4条中「すべて」を「全て」に改める。

第5条の表国体準備課の項中「国体準備課」を「総務企画課」に、「総務班 広報県民運動班 競技式典班 施設調整班」を「総務班 広報県民運動班」に改め、同項の次に次のように加える。

施設調整課	施設・会場管理班 宿泊・輸送班 障害者スポーツ大会班
競技式典課	競技運営班 式典班

第6条の表総務部の部危機管理局の款総合防災課の項中「防災対策班」を「防災対策班 防災情報班」

に改め、同表企画部の部企画政策局の款情報政策課の項中「地域情報化班 全体最適化班」を「全体最適化班」に改め、同部地域振興局の款総合交通政策課の項中「企画調査班」を「企画振興班」に改め、同表環境生活部の部環境政策局の款循環型社会推進課の項中「資源循環推進班 産業廃棄物班」を「産業廃棄物班」に改め、同款環境管理課の項中「大気環境班 水質保全班」を「企画指導班 環境保全班」に改め、同表福祉保健部の部福祉保健政策局の款子ども未来課の項中「母子保健班 子育て支援班」を「子育て支援班」に改め、同部健康局の款健康づくり推進課の項を次のように改める。

健康推進課	健康対策班 疾病対策班 感染症対策班 母子保健班 国保班
-------	------------------------------

第6条の表健康局の款難病・感染症対策課の項を削り、同表農林水産部の部農林水産政策局の款農林水産総務課の項中「総務企画班 戦略推進班」を「総務班 政策企画班」に改め、同款農業農村整備課の項中「事業計画班 技術管理班」を「共同活動班 計画調整班」に改め、同部農業生産局の款果樹園芸課の項中「普及・食育班 果樹班 野菜花き班」を「産地振興班 果樹班 野菜花き米穀班」に改め、同款経営支援課の項中「構造改善班」を「普及班」に改め、同部森林・林業局の款全国植樹祭推進課の項を削り、同表県土整備部の部港湾空港局の款港湾空港振興課の項中「港湾空港振興課」を「港湾空港課」に、「調整班振 振興企画班」を「企画調整班」に改める。

第7条第1項の表総合交通政策課の項中「関西国際空港対策室」を「空港対策室」に改め、同表農林水産総務課の項中「工事検査室」を「工事検査室 研究推進室」に改める。

第14条の2を次のように改める。

(総務企画課の任務及び所掌事務)

第14条の2 総務企画課は、第70回国民体育大会（以下この条から第14条の4までにおいて「国体」という。）及び第15回全国障害者スポーツ大会（以下この条から第14条の4までにおいて「大会」という。）を開催するために必要な総合調整及び気運の醸成を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 国体の開催準備の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 広報及び県民運動に関すること。
- (3) 募金に関すること。
- (4) 国体及び大会に係る県準備（実行）委員会に関すること。
- (5) その他任務の達成に必要なこと。

第14条の2の次に次の2条を加える。

(施設調整課の任務及び所掌事務)

第14条の3 施設調整課は、国体及び大会を円滑に開催するために必要な施設、宿泊、衛生及び輸送などの環境を整えることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 国体の施設整備に関すること。
- (2) 宿泊・衛生及び輸送・交通に関すること。
- (3) 大会の開催準備に関すること。
- (4) 国体及び大会に係る県準備（実行）委員会に関すること。
- (5) その他任務の達成に必要なこと。

(競技式典課の任務及び所掌事務)

第14条の4 競技式典課は、国体競技の適切な運営準備並びに国体及び大会に参加した全ての人の記憶に残る式典を企画することを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 国体の開催競技に関すること。
- (2) 式典に関すること。
- (3) 国体及び大会に係る県準備（実行）委員会に関すること。
- (4) その他任務の達成に必要なこと。

第15条財政課の項第6号中「当せん金付証券」を「当選金付証券」に改め、同条消防保安課の項第8号を同項第9号とし、同項第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) ガス事業法 (昭和29年法律第51号) の施行に関する事。

第17条総合交通政策課の項第5号を同項第7号とし、同項第4号を同項第6号とし、同項第3号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 南紀白浜空港の利用促進に関する事 (他の課の所掌に属するものを除く。)

第17条総合交通政策課の項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 港湾の利用促進に関する事 (他の課の所掌に属するものを除く。)

第18条第2項中「関西国際空港対策室」を「空港対策室」に、「第3号」を「第4号及び第5号」に改める。

第19条環境生活総務課の項第6号から第8号までを削り、同項第9号を同項第6号とし、同項第10号を同項第7号とし、同号の次に次の3号を加える。

(8) 循環型社会形成推進基本法 (平成12年法律第110号) の施行に関する事 (他の課の所掌に属するものを除く。)

(9) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (平成7年法律第112号) の施行に関する事。

(10) 特定家庭用機器再商品化法 (平成10年法律第97号) の施行に関する事。

第19条環境生活総務課の項第23号を同項第27号とし、同項第11号から第22号までを4号ずつ繰り下げ、同項第10号の次に次の4号を加える。

(11) 建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律 (平成12年法律第108号) の施行に関する事 (再資源化に関する事に限る。)

(12) 資源有効利用促進法 (平成3年法律第48号) の施行に関する事。

(13) 和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例 (平成17年和歌山県条例第131号) の施行に関する事。

(14) わかやまノーレジ袋推進協議会に関する事。

第19条循環型社会推進課の項第1号中「こと」の次に「(自動車リサイクル法に関するものに限る。)」を加え、同項第3号から第5号までを削り、同項第6号を同項第3号とし、同項第7号及び第8号を削り、同項第9号を同項第4号とし、同項第10号から第12号までを5号ずつ繰り上げ、同項第13号を削り、同項第14号を同項第8号とし、同項第15号から第17号までを6号ずつ繰り上げ、同条環境管理課の項第11号を同項第13号とし、同項第10号を同項第12号とし、同項第9号を削り、同項第8号の次に次の3号を加える。

(9) 公害紛争処理法 (昭和45年法律第108号) の施行に関する事。

(10) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 (昭和46年法律第107号) の施行に関する事。

(11) 和歌山県公害防止条例 (昭和46年和歌山県条例第21号) の施行に関する事 (廃棄物の処理等に関するものを除く。)

第20条第1項中「第14号から第22号まで」を「第18号から第26号まで」に改め、同条第2項中「第14号及び第15号」を「第8号及び第9号」に改める。

第21条子ども未来課の項中「児童の福祉の増進、女性保護、母子保健の推進」を「児童及びひとり親家庭の福祉の増進、女性保護」に改め、同項第1号中「及び重症心身障害児」を「、重症心身障害児並びに結核及び慢性疾患にかかっている児童」に改め、同項第9号及び第10号を削り、同項第11号を同項第9号とし、同項第12号を同項第10号とし、同項第13号を同項第11号とし、同項第14号中「乳幼児及び」を削り、同号を同項第12号とし、同項第15号を同項第13号とし、同項第16号から第20号までを2号ずつ繰り上げ、同条長寿社会課の項第9号を同項第10号とし、同項第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 高齢者の居住の安定確保に関する法律 (平成13年法律第26号) の施行に関する事。

第21条健康づくり推進課の項を次のように改める。

健康推進課

健康推進課は、健康対策を推進し、県民の健康保持・増進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 健康危機管理の調整に関すること。
- (2) 栄養士法（昭和22年法律第245号）の施行に関すること。
- (3) 健康増進法（平成14年法律第103号）の施行に関すること（食品・生活衛生課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 食育基本法（平成17年法律第63号）の施行に関すること（健康づくりに関することに限る。）。
- (5) がん対策基本法（平成18年法律第98号）の施行に関すること。
- (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の施行に関すること。
- (7) 特定疾患治療研究事業による医療費等の公費負担に関すること。
- (8) 難病患者の保健・福祉に関すること。
- (9) 予防接種法（昭和23年法律第68号）の施行に関すること。
- (10) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）及びハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）の施行に関すること。
- (11) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関すること。
- (12) 肝炎対策に関すること。
- (13) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の施行に関すること（結核及び慢性疾患にかかっている児童の福祉に関することに限る。）。
- (14) 母子保健法（昭和40年法律第141号）の施行に関すること（周産期医療体制整備に係るものを除く。）。
- (15) 母体保護法（昭和23年法律第156号）の施行に関すること。
- (16) 乳幼児の医療費の助成に関すること。
- (17) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の施行に関すること。
- (18) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の施行に関すること。
- (19) 和歌山県難病・子ども保健相談支援センターに関すること。
- (20) 財団法人和歌山県民総合健診センターに関すること。
- (21) その他任務の達成に必要なこと。

第21条難病・感染症対策課の項を削り、同条業務課の項第13号を同項第15号とし、同項第12号を同項第14号とし、同項第11号の次に次の2号を加える。

- (12) 臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）の施行に関すること。
- (13) 財団法人和歌山県角膜・腎臓移植推進協会に関すること。

第23条企業振興課の項第1号中「財団法人わかやま産業振興財団」を「公益財団法人わかやま産業振興財団」に改め、同条観光振興課の項第14号を同項第15号とし、同項第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、同項第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 体験型観光の推進に関すること（観光交流課の所管に属するものを除く。）。

第23条観光交流課の項中「体験型観光」を「新観光」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 体験型教育旅行の誘致促進に関すること。

第25条農林水産総務課の項第2号中「新農林水産業戦略プロジェクトの推進総合対策」を「6次産業化の推進」に改め、同項第5号中「こと」の次に「（他の課の所掌に関するものを除く。）」を加え、同項第13号中「和歌山県農林水産総合技術センター」を「和歌山県農業試験場、和歌山県農業試験場暖地園芸センター、和歌山県果樹試験場、和歌山県果樹試験場かき・もも研究所、和歌山県果樹試験場うめ研究所、和歌山県畜産試験場、和歌山県畜産試験場養鶏研究所、和歌山県林業試験場及び和歌山県水産試験場（以

下「和歌山県農林水産関係試験場等」という。)に改め、同項第14号中「他課」を「他の課」に改め、同項第15号を同項第17号とし、同項第14号の次に次の2号を加える。

(15) 和歌山県農林水産関係試験場等が実施する研究に関する事。

(16) 和歌山県農林水産関係試験場等の会計事務等の執行に関する事。

第25条農業農村整備課の項第13号中「農地・水・環境保全向上対策(共同活動支援)」を「農地・水保全管理支払交付金」に改め、同条果樹園芸課の項中「農業技術の指導を行い」を削り、「農産物の生産振興」の次に「及び農業環境の保全」を加え、「及び食育」を「並びに食育」に改め、同項第1号中「並びに生産技術の改善指導」を削り、同項第11号及び第12号を次のように改める。

(11) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)に基づき実施する農山漁村活性化プロジェクト支援に関する事(他の課の所掌に属するものを除く。)

(12) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46号)の施行に関する事(他の課の所掌に属するものを除く。)

第25条果樹園芸課の項第27号中「和歌山県農林水産総合技術センター」を「和歌山県農業試験場、和歌山県農業試験場暖地園芸センター、和歌山県果樹試験場、和歌山県果樹試験場かき・もも研究所、和歌山県果樹試験場うめ研究所」に改め、同条畜産課の項第18号中「和歌山県農林水産総合技術センター」を「和歌山県畜産試験場及び和歌山県畜産試験場養鶏研究所」に改め、同条経営支援課の項中「農業者」を「農業技術の指導を行うこと並びに農業者」に改め、同項第11号及び第12号を次のように改める。

(11) 農業改良助長法(昭和23年法律第165号)の施行に関する事。

(12) 農業機械化促進法(昭和28年法律第252号)の施行に関する事。

第25条経営支援課の項第13号を削り、同項第14号を同項第13号とし、同項第15号から第20号までを1号ずつ繰り上げ、同条林業振興課の項第27号中「和歌山県農林水産総合技術センター」を「和歌山県林業試験場」に改め、同項第29号を次のように改める。

(29) 和歌山の森林及び樹木を守り育てる条例(平成23年和歌山県条例第58号)の施行に関する事(他の課室の所掌に属するものを除く。)

第25条林業振興課の項第30号を同項第31号とし、同項第29号の次に次の1号を加える。

(30) 森林情報管理に関する事。

第25条森林整備課の項第23号を同項第25号とし、同項第22号を同項第24号とし、同項第21号の次に次の2号を加える。

(22) お手植え樹等の管理並びにお手播き苗木の育成及び活用に関する事。

(23) 和歌山の森林及び樹木を守り育てる条例の施行に関する事(他の課室の所掌に属するものを除く。)

第25条全国植樹祭推進課の項を削り、同条水産振興課の項第18号中「和歌山県農林水産総合技術センター」を「和歌山県水産試験場」に改める。

第26条第3項中「農業環境保全室」を「農業環境・鳥獣害対策室」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 研究推進室においては、農林水産総務課の所掌事務のうち、前条農林水産総務課の項第13号及び第15号に掲げる事務を所掌する。

第27条都市政策課の項第12号を同項第13号とし、同項第11号を同項第12号とし、同項第10号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例(平成23年和歌山県条例第33号)の施行に関する事。

第27条港湾空港振興課の項中「港湾空港振興課」を「港湾空港課」に改め、同項第1号中「及び利用促進」を削る。

第36条第1項第9号中「及びその内部組織」を「等」に改め、同条第13号中「私立学校及び」を削り、同条第2項中「及び第17号」を「、第13号及び第16号」に改める。

第36条の3第1項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とし、同項第7号を削り、同項第8号を同項第6号とし、同項第9号から第28号までを2号ずつ繰り上げ、同項第29号中「農地・水・環境保全向上対策（営農活動支援）」を「環境保全型農業直接支援対策」に改め、同号を同項第27号とし、同項第30号を同項第28号とし、同項第31号から第34号までを2号ずつ繰り上げる。

第36条の5第15号中「農地・水・環境保全向上対策（共同活動支援）」を「農地・水保全管理支払交付金」に改め、同条第17号を次のように改める。

(17) 農地法の施行に関する事（他の課の所掌に属するものを除く。）。

第42条第1号中「第39条第14号」を「第39条第13号」に改める。

第59条第3項中「次条」の次に「第1号及び第2号」を加える。

第63条第6項を削り、同条第7項を同条第6項とする。

第64条第1項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 海南市の区域における一般公共海岸の管理に関する事。

第64条第4項中「用地取得及び工事並びに」を「工事及び」に改め、同条第6項第2号中「付替工事」の次に「及び改良工事」を加える。

第116条の4を次のように改める。

(内部組織)

第116条の4 子ども・女性・障害者相談センターに、次の課室を置く。

総務企画課

子ども相談課

虐待対応課

女性相談課

障害者支援課

一時保護課

子ども診療室

第135条第9号を削り、同条第10号を同条第9号とし、同条第11号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同条第13号の次に次の1号を加える。

(14) 肝炎対策に関する事。

第137条第19号を同条第20号とし、同条第16号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、同条第15号の次に次の1号を加える。

(16) 臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）の施行に関する事。

第3章第29節を次のように改める。

第29節 農業試験場

(設置)

第164条 農業の振興と農業技術の向上を図るため、農業試験場を置く。

(名称及び位置)

第164条の2 農業試験場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
和歌山県農業試験場	紀の川市

(任務及び所掌事務)

第165条 農業試験場は、農業に関する調査、試験研究及び技術指導を行い、農業生産及び農業経営の合

理化を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 野菜、花き及び作物の栽培に関する試験研究を行うこと。
- (2) 土壌及び肥料に関する試験研究を行うこと。
- (3) 農作物の病害虫に関する試験研究を行うこと。
- (4) 農業機械・装置の利用技術に関する試験研究を行うこと。
- (5) 農作物の流通及び貯蔵に関する試験研究を行うこと。
- (6) 農業経営に関する調査研究を行うこと。
- (7) 農業環境保全に関すること。
- (8) 野菜、花き及び作物の品種育成に関する試験研究を行うこと。
- (9) 優良種苗の増殖・配布に関すること。
- (10) 農業技術の指導・研修に関すること。
- (11) その他任務の達成に必要なこと。

(内部組織)

第165条の2 農業試験場に、次の部を置く。

栽培部

環境部

第3章第29節の次に次の8節加える。

第29節の2 農業試験場暖地園芸センター

(設置)

第166条 暖地園芸の振興と野菜・花きの生産技術の向上を図るため、農業試験場暖地園芸センターを置く。

(名称及び位置)

第166条の2 農業試験場暖地園芸センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
和歌山県農業試験場暖地園芸センター	御坊市

(任務及び所掌事務)

第167条 農業試験場暖地園芸センターは、暖地特産野菜・花きに関する調査、試験研究及び技術指導を行い、野菜・花きの生産技術の向上と生産安定を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 野菜・花きの栽培に関する試験研究を行うこと。
- (2) 野菜・花きの品質保持技術に関する試験研究を行うこと。
- (3) 野菜・花きの環境保全に関する試験研究を行うこと。
- (4) 施設内環境調節技術に関する試験研究を行うこと。
- (5) 野菜・花きの品種育成及び遺伝資源に関する試験研究を行うこと。
- (6) 野菜・花きの優良種苗の増殖、配布及び保持に関すること。
- (7) 野菜・花きの生物工学に関する試験研究を行うこと。
- (8) その他任務の達成に必要なこと。

(内部組織)

第167条の2 暖地園芸センターに、次の部を置く。

園芸部

育種部

第29節の3 果樹試験場

(設置)

第168条 果樹の振興及び果樹栽培技術の向上を図るため、果樹試験場を置く。

(名称及び位置)

第168条の2 果樹試験場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
和歌山県果樹試験場	有田郡有田川町

(任務及び所掌事務)

第169条 果樹試験場は、果樹に関する調査、試験研究及び技術指導を行い、果樹の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 果樹の育種に関する試験研究を行うこと。
- (2) 果樹の栽培法に関する試験研究を行うこと。
- (3) 果樹の病害虫に関する試験研究を行うこと。
- (4) 土壌及び肥料に関する試験研究を行うこと。
- (5) 果樹園の環境保全に関する試験研究を行うこと。
- (6) 施設及び機械の利用技術に関する試験研究を行うこと。
- (7) 農作物の野生鳥獣害に関する試験研究を行うこと。
- (8) 果樹栽培技術の情報化及び技術指導に関すること。
- (9) その他任務の達成に必要なこと。

(内部組織)

第169条の2 果樹試験場に、次の部を置く。

栽培部

環境部

第29節の4 果樹試験場かき・もも研究所

(設置)

第170条 かき・ももの振興とかき・もも栽培技術の向上を図るため、果樹試験場かき・もも研究所を置く。

(名称及び位置)

第170条の2 果樹試験場かき・もも研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
和歌山県果樹試験場かき・もも研究所	紀の川市

(任務及び所掌事務)

第171条 果樹試験場かき・もも研究所は、かき、ももに関する調査、試験研究及び技術指導を行い、かき、ももの振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) かき・ももの品種育成・探索及び栽培法に関する試験研究を行うこと。
- (2) かき・もも果実の品質保持に関する試験研究を行うこと。
- (3) かき・ももの病害虫に関する試験研究を行うこと。
- (4) かき・ももの栽培における土壌及び肥料に関する試験研究を行うこと。
- (5) かき・ももの栽培における環境保全及び気象の変動影響に関する試験研究を行うこと。
- (6) かき・ももの栽培における低コスト・軽労力化に関する試験研究を行うこと。
- (7) かき・ももの栽培に関する情報の提供及び技術指導に関すること。
- (8) その他任務の達成に必要なこと。

第29節の5 果樹試験場うめ研究所

(設置)

第172条 うめの振興とうめ栽培技術の向上を図るため、果樹試験場うめ研究所を置く。

(名称及び位置)

第172条の2 果樹試験場うめ研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
和歌山県果樹試験場うめ研究所	日高郡みなべ町

(任務及び所掌事務)

第173条 果樹試験場うめ研究所は、うめに関する調査、試験研究及び技術指導を行い、うめの振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) うめの品種改良及び栽培法に関する試験研究を行うこと。
- (2) うめ栽培における土壌及び肥料に関する試験研究を行うこと。
- (3) うめの病害虫に関する試験研究を行うこと。
- (4) うめの環境保全型農業に関する試験研究を行うこと。
- (5) うめ栽培における低コスト・省力化技術に関する試験研究を行うこと。
- (6) 温暖化等の気象変動に関する調査研究を行うこと。
- (7) うめ果実の機能性及び品質保持に関する試験研究を行うこと。
- (8) うめ栽培技術の情報化及び技術指導に関すること。
- (9) その他任務の達成に必要なこと。

第29節の6 畜産試験場

(設置)

第174条 畜産の振興と畜産技術の向上を図るため、畜産試験場を置く。

(名称及び位置)

第174条の2 畜産試験場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
和歌山県畜産試験場	西牟婁郡すさみ町

(任務及び所掌事務)

第175条 畜産試験場は、畜産に関する調査、試験研究及び技術指導を行い、畜産振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 家畜の改良増殖及び飼養管理についての試験研究に関すること。
- (2) 家畜の増殖、育成及び譲渡に関すること。
- (3) 家畜の人工授精及び受精卵移植についての試験研究に関すること。
- (4) 精液及び受精卵の生産及び譲渡に関すること。
- (5) 畜産経営の研究、調査及び指導に関すること。
- (6) 家畜飼料及び飼料作物についての試験研究及び調査に関すること。
- (7) 畜産の環境保全についての試験研究に関すること。
- (8) 草地の利用及び管理についての試験研究に関すること。
- (9) 畜産物の加工利用についての試験研究に関すること。
- (10) その他任務の達成に必要なこと。

(内部組織)

第175条の2 畜産試験場に、次の部を置く。

大家畜部
生産環境部

2 家畜の増殖、育成及び譲渡並びに草地の利用及び管理に関する業務を行うため、畜産試験場に黒潮牧場を置く。

第29節の7 畜産試験場養鶏研究所

(設置)

第176条 養鶏の振興と養鶏技術の向上を図るため、畜産試験場養鶏研究所を置く。

(名称及び位置)

第176条の2 畜産試験場養鶏研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
和歌山県畜産試験場養鶏研究所	日高郡日高川町

(任務及び所掌事務)

第177条 畜産試験場養鶏研究所は、養鶏に関する調査、試験研究及び技術指導を行い、養鶏振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 鶏の飼養管理についての試験研究に関すること。
- (2) 養鶏経営の研究、調査及び指導に関すること。
- (3) 産卵及び産肉に係る経済能力の試験研究に関すること。
- (4) 飼料の試験研究及び分析に関すること。
- (5) 鶏の衛生及び環境保全の試験研究に関すること。
- (6) 畜産物の加工利用についての試験研究に関すること。
- (7) その他任務の達成に必要なこと。

第29節の8 林業試験場

(設置)

第178条 林業の振興と林業技術の向上を図るため、林業試験場を置く。

(名称及び位置)

第178条の2 林業試験場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
和歌山県林業試験場	西牟婁郡上富田町

(任務及び所掌事務)

第179条 林業試験場は、林業に関する調査、試験研究及び技術指導を行い、林業振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 林木の育種及び育苗の試験研究に関すること。
- (2) 森林の育成及び保全の試験研究に関すること。
- (3) 林業経営の試験研究に関すること。
- (4) 木材利用の試験研究に関すること。
- (5) 特用林産の試験研究に関すること。
- (6) 林業技術の向上及び技術指導に関すること。
- (7) 林業従事者の養成及び研修に関すること。
- (8) その他任務の達成に必要なこと。

(内部組織)

第179条の2 林業試験場に、次の部を置く。

- 経営環境部
- 木材利用部
- 特用林産部

第29節の9 水産試験場

(設置)

第180条 水産業の振興と水産技術の向上を図るため、水産試験場を置く。

(名称及び位置)

第180条の2 水産試験場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
和歌山県水産試験場	東牟婁郡串本町

(任務及び所掌事務)

第181条 水産試験場は、水産に関する調査、試験研究及び技術指導を行い、漁業生産及び漁業経営の合理化を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 漁海況及び漁場に係る調査及び研究に関すること。
- (2) 水産資源の管理に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 漁業生産環境に係る調査及び研究に関すること。
- (4) 魚介藻類の増養殖に係る調査及び研究に関すること。
- (5) 内水面漁業に係る調査及び研究に関すること。
- (6) 漁業経営並びに水産物の加工及び流通に関すること。
- (7) 研究成果の公表及び普及指導に関すること。
- (8) その他任務の達成に必要なこと。

(内部組織)

第181条の2 水産試験場に次の部を置く。

- 企画情報部
- 資源海洋部
- 増養殖部

第182条及び第183条 削除

第210条の表中「和歌山県障害者施策推進協議会」を「和歌山県障害者施策推進審議会」に、「第26条の規定による障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議」を「第36条の規定によりその権限に属させられた事項の処理」に、

和歌山県国民健康保険審査会	国民健康保険法第91条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（拠出金を除く。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務	健康づくり推進課
和歌山県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（被保	

	険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。)又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金(市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。)に関する処分に対する不服の審査に関する事務		を
感染症の診査に関する協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第1項の規定による通知、第20条第1項の規定による勧告、同条第4項の規定による入院の期間の延長及び第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関する必要な事項の審議に関する事務	難病・感染症対策課	

感染症の診査に関する協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第1項の規定による通知、第20条第1項の規定による勧告、同条第4項の規定による入院の期間の延長及び第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関する必要な事項の審議に関する事務	健康推進課	に
和歌山県国民健康保険審査会	国民健康保険法第91条第1項の規定による保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。)又は保険料その他同法の規定による徴収金(拠出金を除く。)に関する処分に対する不服の審査に関する事務		
和歌山県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分(被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。)又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金(市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。)に関する処分に対する不服の審査に関する事務		

改める。

第211条第1項の表局の部局長の項中「関西国際空港」を「空港対策室」に改め、同条第3項の表本庁の部国体推進監の項中「国民体育大会」の次に「及び全国障害者スポーツ大会」を加え、同表企画部の部政策統括参事の項中「及び関西国際空港」を「並びに関西国際空港に関する事務及び南紀白浜空港の利用促進」に改め、同表農林水産部の部を削り、同表国体準備課の部中「国体準備課」を「総務企画課」に改め、同部国体推進員の項中「国民体育大会」の次に「及び全国障害者スポーツ大会」を加え、同表全国植樹祭

推進課の部を削り、同表技術調査課検査指導室の部中「総括検査員検査員」を「総括検査員検査員検査専門員」に改める。

第212条第1項の表農林水産総合技術センターの部を削り、同条第2項の表農業大学校の部中「教授 講師」を

「教授 准教授 助教 講師」に改め、同表農林水産総合技術センターの部を削り、同表工業技術センターの部の次に次のように加える。

水産試験場	船長	上司の命を受け、船舶の運航に関する業務を処理し、所属職員を指揮監督する。
	機関長	上司の命を受け、機関関係の調整及び管理業務に従事する。
	主任航海士 主査航海士 副主査航海士 航海士	上司の命を受け、航海業務に従事する。
	主任機関士 主査機関士 副主査機関士 機関士	上司の命を受け、機関業務に従事する。
	通信士	上司の命を受け、通信業務に従事する。
農業試験場、果樹試験場、畜産試験場、林業試験場及び水産試験場	副場長	上司の命を受け、場長を補佐し、場長に事故があるときは、当該職務を代理する。
農業試験場暖地園芸センター、果樹試験場かき・もも研究所、果樹試験場うめ研究所及び畜産試験場養鶏研究所	副所長	上司の命を受け、所長を補佐し、所長に事故があるときは、当該職務を代理する。

第213条第2項の表地域振興部の部を次のように改める。

地域振興部	農林水産業統括員	上司の命を受け、農林水産業の振興に関する事務に従事する。
	会計専門員	上司の命を受け、支出関係事務に従事する。

別表第2海草振興局地域振興部の部農業振興課の項、那賀振興局地域振興部の部農業振興課の項及び伊都振興局地域振興部の部農業振興課の項中「担い手グループ」を「普及グループ」に改め、同表有田振興局地域振興部の部農業振興課の項及び日高振興局地域振興部の部農業振興課の項中「産地指導グループ 産地振興グループ 担い手グループ」を「産地グループ 普及グループ」に改め、同表西牟婁振興局地域振興部の部農業振興課の項中「担い手グループ」を「普及グループ」に改め、同表東牟婁振興局地域振興部の部農業振興課の項中「産地グループ」を「産地・普及グループ」に改める。

別表第3中「総務県民課所管のかい及びその内部組織」を「総務県民課所管のかい等」に改め、同表の1の表中「かい及びその内部組織」を「かい等」に改め、別表第3の2の表を次のように改める。

区分	所管のかい等
那賀振興局地域振興部総務県民課	紀の川市及び岩出市に所在する各かい並びに農業試験

	場、果樹試験場かき・もも研究所及び水産試験場内水面試験地
伊都振興局地域振興部総務県民課	橋本市及び伊都郡に所在する各かい（農業大学校にあっては、就農支援センターを除く。）
有田振興局地域振興部総務県民課	有田市及び有田郡に所在する各かい並びに果樹試験場
日高振興局地域振興部総務県民課	御坊市及び日高郡（みなべ町を除く。）に所在する各かい並びに農業試験場暖地園芸センター、果樹試験場うめ研究所、畜産試験場養鶏研究所及び農業大学校就農支援センター
西牟婁振興局地域振興部総務県民課	田辺市、みなべ町及び西牟婁郡に所在する各かい並びに世界遺産センター及び林業試験場
東牟婁振興局地域振興部総務県民課	新宮市及び東牟婁郡に所在する各かい並びに畜産試験場及び水産試験場

別表第7伊都振興局建設部の部国道橋本建設事務所の項中「用地グループ 建設グループ」を「建設グループ」に改め、同表有田振興局建設部の部道路課の項中「機動担当 農林道グループ」を「機動担当」に改め、同表日高振興局建設部の部切目川ダム建設事務所の項を削る。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第210条の表の改正規定（「和歌山県障害者施策推進協議会」を「和歌山県障害者施策推進審議会」に、「第26条の規定による障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議」を「第36条の規定によりその権限に属させられた事項の処理」に改める部分に限る。）は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）第2条の規定の施行の日から施行する。

和歌山県規則第13号

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則

和歌山県地方機関事務委任規則（昭和63年和歌山県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項を次のように改める。

2 建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条第10項の規定による工事の施行及び工事に係る作業の停止命令に関する事務は、海草振興局長を除く振興局長に委任する。

第4条の3第1号サ及び第4条の4第1号サ中「第57条の3第1項」を「第57条の3第2項」に改める。

第5条第1号セを同号タとし、同号サから同号スマまでを同号スから同号ソまでとし、同号コ中「及び第3項」を「、第3項及び第5項」に改め、「命令」の次に「及び消毒設備の設置」を加え、同号コを同号シとし、同号キから同号ケまでを同号ケから同号サまでとし、同号カを同号キとし、同号キの次に次のように加える。

ク 第13条の2第1項に規定する家畜の種類ごとに指定する特定症状の届出の受理
第5条第1号オの次に次のように加える。

カ 第12条の4第1項の規定による家畜の飼養に係る衛生管理状況等の報告の受理

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。